

## 室蘭市安全で住みよいまちづくり条例 新旧対照表（案）

（平成10年条例第28号）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市と市民が協力して、犯罪、事故及び災害の防止に努めるとともに、<u>犯罪被害者等に対する支援を行うことにより、明るく、安全で住みよいまちづくりを図る</u>ことを目的とする。</p> <p>↳ <u>に寄与する</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。</p> <p>2 この条例において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害を除く災害をいう。</p> <p>3 この条例において「犯罪被害者等」とは、<u>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。</u></p> <p>（市の施策）</p> <p>第3条 市は、市民の安全意識の高揚のための啓発活動、市民の自主的な安全活動に対する支援、市民の安全確保に必要な環境の整備等総合的な対策（以下「安全対策」という。）に努めるものとする。</p> <p>2 市は、<u>犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の支援（次項において「犯罪被害者等支援」という。）に努めるものとする。</u></p> <p>3 市は、<u>安全対策及び犯罪被害者等支援の実施に当たっては、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。</u></p> <p>（市民の協力等）</p> <p>第4条 市民は、自らの安全確保及び地域の安全活動に努めるとともに、市が実施する安全対策に協力するものとする。</p> <p>2 市民は、<u>犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市と市民が協力して、犯罪、事故及び災害の防止に努めることにより、明るく、安全で住みよいまちづくりを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。</p> <p>2 この条例において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害を除く災害をいう。</p> <p>（市の施策）</p> <p>第3条 市は、市民の安全意識の高揚のための啓発活動、市民の自主的な安全活動に対する支援、市民の安全確保に必要な環境の整備等総合的な対策（以下「安全対策」という。）に努めるものとする。</p> <p>2 市は、<u>安全対策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。</u></p> <p>（市民の協力等）</p> <p>第4条 市民は、自らの安全確保及び地域の安全活動に努めるとともに、市が実施する安全対策に協力するものとする。</p>

## 【訂正】

改正後

第1条 安全で住みよいまちづくりを図ることを目的とする。第1条 安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

「室蘭市安全で住みよいまちづくり条例」改正に向けての今後の流れ

本協議会で承認後

室蘭市議会 第1回定例会の3月議会にかけ

平成25年4月1日施行